

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都江東区新砂1丁目2番10号		平成23年 9月29日					
		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社明治 代表取締役社長 浅野 茂太郎					
主たる業種	処理牛乳・乳飲料製造業	細分類番号 0 9 1 3					
事業者の区分	第2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	地球温暖化防止に向け、エネルギー使用の合理化を行う。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進組織による省エネルギーパトロールの実施及び設備老朽化更新による能力効率向上省エネ設計の設備導入・更新の検討。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	26,494.9 トン	23,759.8 トン	23,510.9 トン	23,276.3 トン	-11.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	26,494.9 トン	23,759.8 トン	23,510.9 トン	23,276.3 トン	-11.3 パーセント	
目標の根拠		京都工場アイス生産設備廃止によるエネルギー供給遮断で対前年比-10%ぐらいと予測されるため、H23年度の排出量の計算を行いました。また、定期的な省エネ委員会実施による改善案実行により、対前年比電力使用量-1%の省エネを目標としています。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (殺菌乳量1580(百t))	8.80	7.89	7.81	7.73	-11.36 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		アイス生産設備廃止による設備供給エネルギー遮断により原単位が下がると思われる。対前年比原単位-1%削減を目標としている。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		46.0 セント	57.0 セント	65.0 セント	65.0 セント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	アイス生産設備廃止による設備供給エネルギー遮断					
	(24)年度	排水ターボプロアー運転台数見直し及びLED照明の積極的採用					
	(25)年度	蒸気の圧力差を利用した蒸気式エアーコンプレッサーの採用					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	年に1回2ヶ月間ウォーキングキャンペーンを設け、歩数計測及び自転車使用時間による歩数計算で表を作成し、目標値を決めて事業所に提出。達成者には景品を与える行事を行っています。					
	上記の措置を採用する理由	自転車活用や、歩くことでの健康促進及び自動車の使用を控え、温室効果ガス排出量を削減する活動を行っています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ISO活動による場内外の清掃。屋根遮熱塗装の採用。工場社用車にハイブリッドカーを採用。京都支店ではエコドライブ実施し、効率的な運行による燃費の向上を目指しています。						
特記事項	H22年度を基準年度とした理由は、気候・新商品生産等の影響により物量の変動があったため、直近の前年度を基準年度としました。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。